



愛知派遣村交流集会
＜ 資 料 ＞
2009年7月26日

愛知県内におけるこれまでの「派遣村」相談会

愛知派遣村実行委員会
知立団地一日派遣村実行委員会
豊橋派遣村実行委員会

◆ 目次 ◆

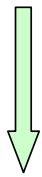
1. 経緯	P. 3
2. 相談会の体制	P. 4
(1) 相談会の相談体制	
(2) 支援体制と相談者の傾向	P. 5
3. 相談者の概要	P. 7
4. 相談から見えること、見えてきたこと	P. 9
(1) 派遣労働者、有期雇用労働者、外国人(日系ブラジル人など)が雇用の調整弁とされていること。	
(2) 派遣会社によって、諸費用名目で賃金から不当な控除がされていること。	P.10
(3) 解雇とともに住まいを失う例が多いこと(特に派遣形態の場合)。	P.11
(4) 企業が雇用保険の加入要件、受給資格がある者に対して手続をとらない、あるいは迅速にとっていないこと。	P.12
(5) 申請しても、開始決定までの生活費がなくて、困窮状態に陥ること。	P.13
(6) 行政が相談者が入居できるアパート等の情報を提示しなかったこと。	P.14
(7) 行政が紹介したところから不当な控除がされている例が見られること。	
(8) 派遣会社によって諸費用名目で賃金から不当な控除がされている場合、名目賃金が収入として認定されてしまっていること。	P.15
(9) 生活福祉資金貸付や教育ローンなどの貸付を勧められること(生活保護申請と生活福祉資金等の貸付の両立が不可と説明されているケースがあること。)	
(10) 自動車の所有が保護申請のネックになっている例が多いこと。	
(11) 月に15日求職活動を行うことを文書指導されるなど、現実や本人に即した指導、指示が行われていないこと。	P.16
(12) アパートが決まらないことで保護申請却下とされているケースがあること。	
(13) 他の施策が利用しにくいこと。	
(14) 福祉事務所で、相談者の立場に立った説明が行われていないこと。	
(15) 雇用保険の受給が終了する時期にまた生活に困窮する人の増加が見込まれること。	P.17
(16) 日系ブラジル人・ペルー人などが助け合って共同で1か所のアパートに居住している例が見られること(世帯の錯綜)。その背景に、「公営住宅の不足」「生活保護制度の周知不足」があると思われること。	P.18
(17) 緊急宿泊施設が不足していること。	P.19
(18) 在留資格がない外国人が生活保護申請を断念せざるを得ないこと。	

- (19) 雇用保険の遡及加入の際、契約書がないと1年以上の雇用見込みがあったとみなされないケースがあること。 P.19
- (20) 福祉事務所において通訳が不足していること。
- (21) 日本語教育プログラムに対する要望が大きい、受入体制が十分でないこと。 P.20
- (22) 福祉事務所が日系外国人に対し帰国支援金の受領を強く勧めていること。
- (23) 相談者の中には、必要不可欠な治療が中断されている人、治療が必要と考えられる慢性呼吸器疾患の可能性のある人、不安抑うつなどでうつ病や自殺リスクの高まっている人が含まれていた。単に、生活・労働状況への対応のみならず、健康状況への相談・対応も充実していく必要がある。 P.21
- (24) 相談会後の支援に多くの時間と労力を要したこと。今後も、市民と行政による協力のもと、長期的で包括的な支援とそのための調査が必要であると思われること。 P.22

1. 経緯

(1) 反貧困・駆け込み相談会 (主催:愛知派遣村実行委員会)

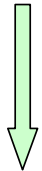
← ”岡崎”



- ① 実施日時 2009年3月21日(土)、22日(日)
- ② 実施場所 愛知県岡崎市(名古屋鉄道東岡崎駅ビル(岡ビル百貨店)3階)
- ③ 結果概要
 - 相談者数 128人(1日目73人、2日目55人)
 - 相談員数* 73人
 - 協力者数* 185人(のべ人数)
 - 申請者数 42人
 - 緊急宿泊 4人(実行委員会が準備した宿泊施設で宿泊)

(2) 知立団地一日派遣村 (主催:知立団地一日派遣村実行委員会)

← ”知立”



- ① 実施日時 2009年4月26日(日)
- ② 実施場所 愛知県知立市(知立団地集会所)
- ③ 結果概要
 - 相談者数 60人(相談者全員が日系ブラジル人・ペルー人など外国人)
 - 相談員数* 23人
 - 協力者数* 31人、通訳15人
 - 申請者数 16人保護申請、5人申請予定、さらに今後17人申請必要

(3) 豊橋一日派遣村相談会 (主催:豊橋派遣村実行委員会)

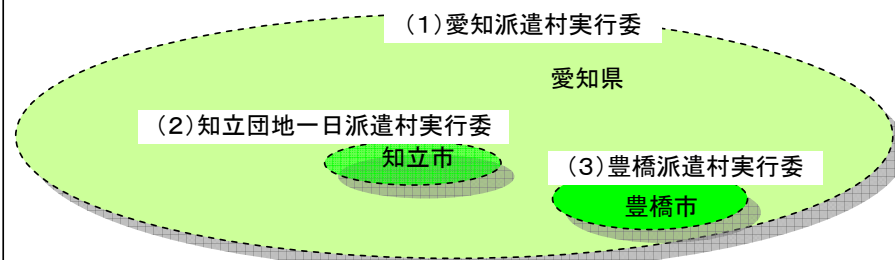
← ”豊橋”

- ① 実施日時 2009年5月31日(日)
- ② 実施場所 愛知県豊橋市(松葉公園)
 - 相談者数 109人
 - 相談員数* 56人
 - 協力者数* 94人、通訳45人
 - 申請者数 31人
 - 緊急宿泊 19人(実行委員会が準備した宿泊施設で宿泊)

*愛知派遣村実行委員会は、(2)(3)の派遣村相談会を後援している。

*「相談員」「協力者」はいずれもボランティア。相談員は生活保護ケースワーカー経験者、法律家、医療・福祉関係職者などであり、専門知識を用いて相談者の相談に応じる。協力者は、食事提供、相談者の相談の付添や相談票記入の支援などを行う。

図表1-1 各主催団体の主な活動地域



- ・この図は各主催団体の主な活動地域の範囲を示したもの。
- ・各主催団体は互いに独立・対等で、必要に応じて協力している。(上位・下位関係はない)。
- ・括弧内の数字は、各団体の活動開始時期の順番

2. 相談会の体制

(1) 相談会の相談体制

- ・相談会では、ほぼ同じ書式の「相談票」が使用された(知立・豊橋ではポルトガル語版を作成・併用)。
- ・相談票の主な項目は図表2-1のとおり(知立では、「健康の相談」を除く4つの各相談の小項目は省略して概要を記入する方式をとった。)

図表2-1 相談票の主な記入項目

記 相 談 ・ 内 容 ・ 状 況 に 応 じ て	◆基本情報 年齢、性別、住所(前日寝泊まりしたところ)、居住形態、現在困っていること、収入、世帯構成など
	◇労働・非正規雇用相談 就労形態、契約期間、賃金、派遣先・派遣元、保険の有無、労働組合の有無など
	◇多重債務相談 債権者名、取引開始時、残高、取立の有無、借入の理由、方針など
	◇生活保護相談 生活保護の利用の有無、緊急度の有無、違法性の有無、申請同行の可否
	◇住まいの相談 賃貸借契約、保証契約、被害、意向など
	◇健康の相談 自覚症状、不安と抑うつ状態など

図表2-2 相談体制

- ・生活や労働や健康等の問題に**包括的に対応**できるよう、**異業種の専門家**が集結・連携
 - 岡崎 5つの相談窓口(生活・労働・多重債務(就労貸付含)・住まい・健康)
 - 知立 3つの相談窓口(生活・労働・健康)
 - 豊橋 5つの相談窓口(生活・労働・健康・日本語教育支援(就労貸付含)・住まい)

＜専門家＞ 弁護士、司法書士、生活保護ケースワーカー経験者、医師、看護師、保健師、社会保険労務士、精神保健福祉士、社会福祉士、労金職員、労働運動専門家など

- ・相談者は、上記の各窓口で相談し、終えたら、本部の「まとめ」の窓口において当面の方針を立てる。

(2) 支援体制と相談者の傾向

図表2-3 相談者とボランティアの数(人)

	相談者	ボランティア			ボランティア小計	合計
		相談員	協力者	通訳*		
岡崎	128	73	185		258	386
知立	60	23	31	15	69	129
豊橋	109	56	94	45	195	304
合計	297	152	310	60	522	819

* 岡崎の「通訳」は「相談員」に含まれる。

図表2-4 相談者の大きな違い

岡崎	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の2割＝日系外国人 住所あるいは前日寝泊まりしたところ＝西三河9割(岡崎は7割)
知立	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の全員＝日系外国人 相談者の全員＝知立団地在住
豊橋	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の6割＝日系外国人 住所あるいは前日寝泊まりしたところ＝東三河9割(豊橋は7割強)

* 岡崎、豊橋は相談票ベース。

図表2-5 主な相談内容(複数回答 多い順)

<岡崎>

	数	相談者の%
労働・雇用	75	64.1%
生活*	60	51.3%
住まい	57	48.7%
健康*	10	8.5%
多重債務	8	6.8%
のべ計	210	

<知立>

	数	相談者の%
生活*	53	89.8%
多重債務	28	47.5%
労働	26	44.1%
住まい	13	22.0%
健康*	10	16.9%
のべ計	130	

<豊橋>

	数	相談者の%
生活*	75	82.4%
労働・雇用	50	54.9%
住まい	36	39.6%
健康*	18	19.8%
借金	12	13.2%
のべ計	191	

*「生活」とは、「生活の維持が困難である」「生活保護の申請をしたい」など。

*「健康」とは、「体調が悪い」「もともと病気があるが病院に行けないので体が心配」など。

* 相談では、来会した相談者が、相談票の「現在困っていること」欄に記入する(自筆が困難な場合や日本語で書くことが困難な場合は相談員やボランティアが代筆した)。

* 相談票に「現在困っていること」の記載があった岡崎117件、知立59件、豊橋91件について、その記載の内容から分類した。

*「相談者の%」とは、分析対象の岡崎117件、知立59件、豊橋91件に占める割合。

* 豊橋では3つの相談会のなかで唯一、外国人相談者のための「日本語教育支援」窓口を設置した。

その受付件数(のべ)は4件。内訳は以下のとおり。

- ・不就学について(子供が小学校から学校に行っていない)
- ・教科書について(不就学の児童・生徒がいる。学校で使用されている教科書を使って勉強したい)
- ・保育と就労について(公立保育園で子供の受入が不可となり就労に支障)
- ・ビザについて

図表2-6 生活困窮者の内訳（斜体は、相談会後の支援内容）

<岡崎>

・相談者全体128件

- このうち「要保護」と判断されたケース 53件 相談者全体の41.4%
- その8割(42件)が後日生活保護の申請
- その8割(37件)が「決定」

<知立>

・相談者全体60件

- このうち「要保護」と判断されたケース 26件 相談者全体の43.3%
- その6割(16件)が後日生活保護の申請・受理

<豊橋>

・相談者全体109件

- このうち「要保護」と判断されたケース 51件 相談者全体の46.8%
- その6割(31件)が後日生活保護の申請・受理

* 岡崎は5/13現在(調査中含む)、知立は5/8現在、豊橋は6/10現在の結果。

* 「要保護」と判断されたケースとは、相談会本部に設置した「まとめ」の窓口(本資料P.4参照)で生活保護の要否を検討し「要」と判断したケース、の意。

* 知立は雇用保険の受給期間終了等により保護が「いずれ(5月~7月頃)必要になる」方を含めると下のとおり。

<知立> 「要保護」と判断されたケース 56.6%(46件) 相談者全体の76.6%

* 相談会後の主な支援は、市役所への生活保護の申請の付き添い(“同行支援”)、交流会開催など。

3 相談者の概要

図表3-1 3つの相談会全体にみる相談者の平均年齢(歳)

	全体	
	数	平均年齢
男性	193	45.4
女性	74	40.4
合計	267	44.0

図表3-2 <内訳>各相談会にみる相談者の平均年齢(歳)

	岡崎		知立		豊橋	
	数	平均年齢	数	平均年齢	数	平均年齢
男性	99	45.8	30	39.7	64	47.3
女性	18	38.9	29	42.1	27	39.7
合計	117	44.7	59	40.9	91	45.1

図表3-3 3つの相談会全体にみる相談者の収入有無と月収額(円)

収入	全体	
	数	% 注)
ある	103	60.2%
平均値		¥121,507
中央値		¥120,000
最小値		¥10
最大値		¥330,000
ない	68	39.8%
計	171	100.0%

- * 相談票に「月収額」の記載があった計171件について。
- * 収入は、相談時か前月かなど、相談者によって基準時が異なる。原則、申告、記入の内容にしたがった。
- * 収入は、ほとんどが相談者個人の月収であるが、単身世帯以外の世帯の場合、相談者によっては相談者個人の月収を書いている場合と、世帯全体の月収を書いている場合がある。
- * 中央値とは該当ケースを小さい値から順に並べたとき中央に位置する値。

図表3-4 <内訳>各相談会にみる相談者の収入有無と月収額(円)

収入	岡崎		知立		豊橋	
	数	有効%	数	有効%	数	有効%
ある	41	61.2%	35	79.5%	27	44.3%
平均値		¥127,720		¥129,798		¥101,325
中央値		¥130,000		¥120,000		¥100,000
最小値		¥10		¥68,124		¥10,000
最大値		¥300,000		¥270,000		¥330,000
ない	26	38.8%	9	20.5%	34	55.7%
計	67	100.0%	44	100.0%	61	100.0%

- * 相談票に「月収額」の記載があった岡崎67件、知立44件、豊橋61件について。
- * 月収額は、相談時や前月など、相談者によって基準時が異なる。原則、相談者による申告、記入にしたがった。
- * 知立は、月収欄を、「雇用保険の失業給付」と「それ以外」に分けていたが、上の図表ではこれら2つの合計を「月収」とした。
- * 有効%とは、相談票に「月収額」の記載があった岡崎67件、知立44件、豊橋61件に占める割合。

図表3-5 <岡崎・豊橋>相談者の収入源別構成比(%)

	岡崎			豊橋		
	男性 (計48人)	女性 (計7人)	全体 (計55人)	男性 (計20人)	女性 (計11人)	全体 (計31人)
正社員	16.7	0.0	14.5	5.0	0.0	3.2
アルバイト	10.4	57.1	16.4	20.0	0.0	12.9
派遣	39.6	28.6	38.2	15.0	18.2	16.1
自営	2.1	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0
年金	2.1	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0
手当	18.8	14.3	18.2	50.0	63.6	54.8
生保	2.1	0.0	1.8	5.0	0.0	3.2
仕送り	2.1	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0
その他	6.3	0.0	5.5	5.0	18.2	9.7
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 手当とは、「雇用保険の失業給付」のこと。

* 相談票に「収入源」の記載があった岡崎89件、豊橋60件のうち無職のケースを除く岡崎55件、豊橋31件について。したがって分析の対象数は図表3-4と異なる。

* 年金は、障害者年金である。

* 各値は、各列上部括弧内に書かれた人数に占める割合。

図表3-5 再掲 <岡崎・豊橋>相談者の収入源別構成比(人)

	岡崎			豊橋		
	男性	女性	全体	男性	女性	全体
正社員	8	0	8	1	0	1
アルバイト	5	4	9	4	0	4
派遣	19	2	21	3	2	5
自営	1	0	1	0	0	0
年金	1	0	1	0	0	0
手当	9	1	10	10	7	17
生保	1	0	1	1	0	1
仕送り	1	0	1	0	0	0
その他	3	0	3	1	2	3
総計	48	7	55	20	11	31
<参考>						
無職	31	3	34	27	2	29

* 無職のケースを含めた収入源別構成比は図表4-9(P.17)を参照。

図表3-6 <知立>相談者の収入源(人)

	知立		
	男性 (計30人)	女性 (計29人)	全体 (計59人)
手当	19	10	29
%	63.3%	34.5%	49.2%

* 知立は、収入源の分類が「雇用保険の失業給付」(図表3-5の項目「手当」に相当)を受けている場合のみチェックする方式。それゆえ、「手当」以外の数は不明。

* %は、左から順に、男性30人、女性29人、男女全体59人に占める割合。

図表3-7 <岡崎>資産の有無(複数回答)

	無	対象数	%
現金	21	63	33.3%
預貯金	47	61	77.0%
生命保険	50	56	89.3%
自動車	41	93	44.1%
オートバイ	57	58	98.3%
不動産	53	60	88.3%
有価証券	56	56	100.0%
その他	52	54	96.3%

* 対象数とは、岡崎117件のうち各資産について相談票に「有無」の記載があったケースの数。

* %は、対象数に占める「無」の割合。

4 相談から見えること、見えてきたこと

(1) 派遣労働者、有期雇用労働者、外国人(日系ブラジル人など)が雇用の調整弁とされていること。

図表4-1 3つの相談会全体にみる相談者の収入源別平均月収額(無職含 円)

	数(人)	平均月収額	最小値	最大値
正社員	5	210000	170000	300000
アルバイト	8	101375	30000	200000
派遣	16	128938	10	300000
自営	0	65000	65000	65000
手当	48	130083	10000	330000
生保	1	34000	34000	34000
無職	2	62750	500	125000
仕送り	1	10000	10000	10000
その他	5	62750	3000	180000
計	86	123856	10	330000

* 相談票に「収入源」「月収額」の記載があった87件について。

* 手当の最大値「33万円」は、夫婦ともに雇用保険の失業給付を受給中で、かつ、児童手当をうけとっているケース。

図表4-2 3つの相談会全体にみる世帯人数別の平均月収額(円)

	数(人)	平均月収額	最小値	最大値
単身	36	109511	500	215000
2人世帯	14	121108	60000	312508
3人世帯	18	103062	10	330000
4人世帯	14	173507	10000	300000
5人世帯	6	123167	10000	200000
7人世帯	1	150000	150000	150000
計	89	121473	10	330000

* 相談票に「世帯人数」「月収額」の記載があった89件について。

図表4-3 <岡崎・豊橋合計>収入源別、非/日系人別の「現在困っていること」(複数回答 %)

		有効数 (人)	雇用・労働	多重債務・借金	生活	住まい	健康
収入源	正社員	9	88.9	0.0	11.1	11.1	0.0
	アルバイト	13	69.2	7.7	69.2	38.5	15.4
	派遣	26	61.5	7.7	38.5	61.5	3.8
	自営	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	年金	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	手当	27	66.7	7.4	77.8	55.6	7.4
	生保	2	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	無職	63	54.0	7.9	81.0	49.2	17.5
	仕送り	1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
その他	6	83.3	33.3	50.0	50.0	0.0	
非/日系	日本人	130	60.0	9.2	62.3	50.8	16.2
	日系人	78	60.3	10.3	69.2	34.6	9.0

<参考>日系人(知立)	59	44.1	47.5	89.8	22.0	16.9
-------------	----	------	------	------	------	------

* 「収入源」は相談票に「収入源」の記載があった149件について。

* 「非/日系人別」は相談票に「現在困っていること」の記載があった岡崎と豊橋の合計208件について。「日系人(知立)」は相談票有効相談票59件について

* 数値は各有効数に占める割合

(2) 派遣会社によって、諸費用名目で賃金から不当な控除がされていること。

<具体例 その1> 名目賃金から様々な名目で諸費用を差し引かれ、手元に残ったのが10円

・収入が「有」との記入があった今回の相談者のうち、派遣元企業から様々な名目で諸費用を差し引かれ、結果的に手取りが10円しかないというケースがあった(図表4-1 最小値10円の方。ここでの「最小値」とは、今回、収入が「有」と答えた方の中で収入が最も少なかった方の額、の意)。

<具体例 その2> 男性 30歳代 派遣元会社より名目賃金から様々な名目で諸費用を差し引かれ、手取りが0~300円

・昨年末頃より減産で収入が減少。1月頃から、給与の明細上の支給額は13~15万円程度であるが、寮費5万8000円、布団代3500円、備品代3500円、昼食代1万3000円、管理費1000円、前貸3万円、社会保険料3万円等の名目で諸費用を差し引かれ、実際の手取収入が3ヵ月連続で0円~300円であった。

(3) 解雇とともに住まいを失う例が多いこと(特に派遣形態の場合)。

図表4-4 <岡崎>「現在困っていること」として「住まい」をあげたケース
(収入源別 上段:数 下段:各収入源に占める割合)

	住まいについて		合計
	困っていない	困っている	
正社員	7 87.5%	1 12.5%	8 100.0%
アルバイト	6 66.7%	3 33.3%	9 100.0%
自営	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
派遣	6 28.6%	15 71.4%	21 100.0%
年金	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
手当	3 30.0%	7 70.0%	10 100.0%
生活保護	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
仕送り	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
その他	2 66.7%	1 33.3%	3 100.0%
無職	17 50.0%	17 50.0%	34 100.0%
合計	45 50.6%	44 49.4%	89 100.0%

【解説】 図表4-4

・岡崎と豊橋において、「現在困っていること」として「住まい」をあげたケースは、前掲の図表4-3のとおりである。

・岡崎相談会は、派遣元企業の雇い止めや解雇が集中した2009年3月末を目前に控えた3月22・23日に実施した。岡崎に関する結果は図表4-4のとおりである。

・岡崎の相談票に「収入源」「現在困っていること」の記載があった89件について、収入源別に「現在困っていること」として「住まい」をあげたケースがどれくらいあるかをみると、各収入源において「困っている」が半数を超える項目は、「派遣」「手当」「無職」(図表4-4 斜体)の3つである。

・ここで、「派遣」は常用型、登録型の両方を含む。「手当」とは「雇用保険の失業給付」である。「無職」で「住まいに困っている」方の約半数(8人)の居住形態は「野宿」である。

・以上から、「派遣」は、左表10項目のうち、収入があるにもかかわらず「住まい」に困っているケースの割合が高いことがうかがえる。

・「派遣」で「住まい」に「困っている」方の年齢層は、20歳代2人、30歳代5人、40歳代7人、50歳代1人と幅広い。

・典型例は、「解雇や雇い止めを受けて、(雇い主であり、寮の所有者でもある派遣元会社から)今住んでいる寮を出るよう迫られている」「寮をすでに追い出された」といったケースである。

<具体例 その3> 男性 20歳代 派遣会社に解雇された後、退寮させられ、車中生活をしていた

・相談会において本人の付添をしたボランティア、相談に応じた相談員がともに「食事を満足に摂れていない」「車中生活によって心身共に疲れ切っている」と感じる。最終的に保護の「緊急度」を「有」と判断。後日、相談会の主催団体が生活保護の申請に同行した。相談会当日に記入した相談票のうち「健康状態」の「不安と抑うつ」尺度の得点が13点ときわめて高く、精神的な不調が顕在化しており、自殺リスクの上昇にもつながりかねない状態であった。

(4) 企業が雇用保険の加入要件、受給資格がある者に対して手続をとらない、あるいは迅速にとっていないこと。

＜具体例 その4＞ 男性 50歳代 年末に派遣会社を解雇されたが「会社が全然離職票を出してくれない」

・後日、相談会の主催団体を通じて弁護士に依頼し、離職票を得る。受給まで数ヶ月間かかるため、生活保護を申請し受理、後日決定。

＜具体例 その5＞ 女性 50歳代 派遣元会社と契約。契約書にサインしたがコピーをもらっていない。派遣元会社は雇い止めと主張。雇用保険もない、と

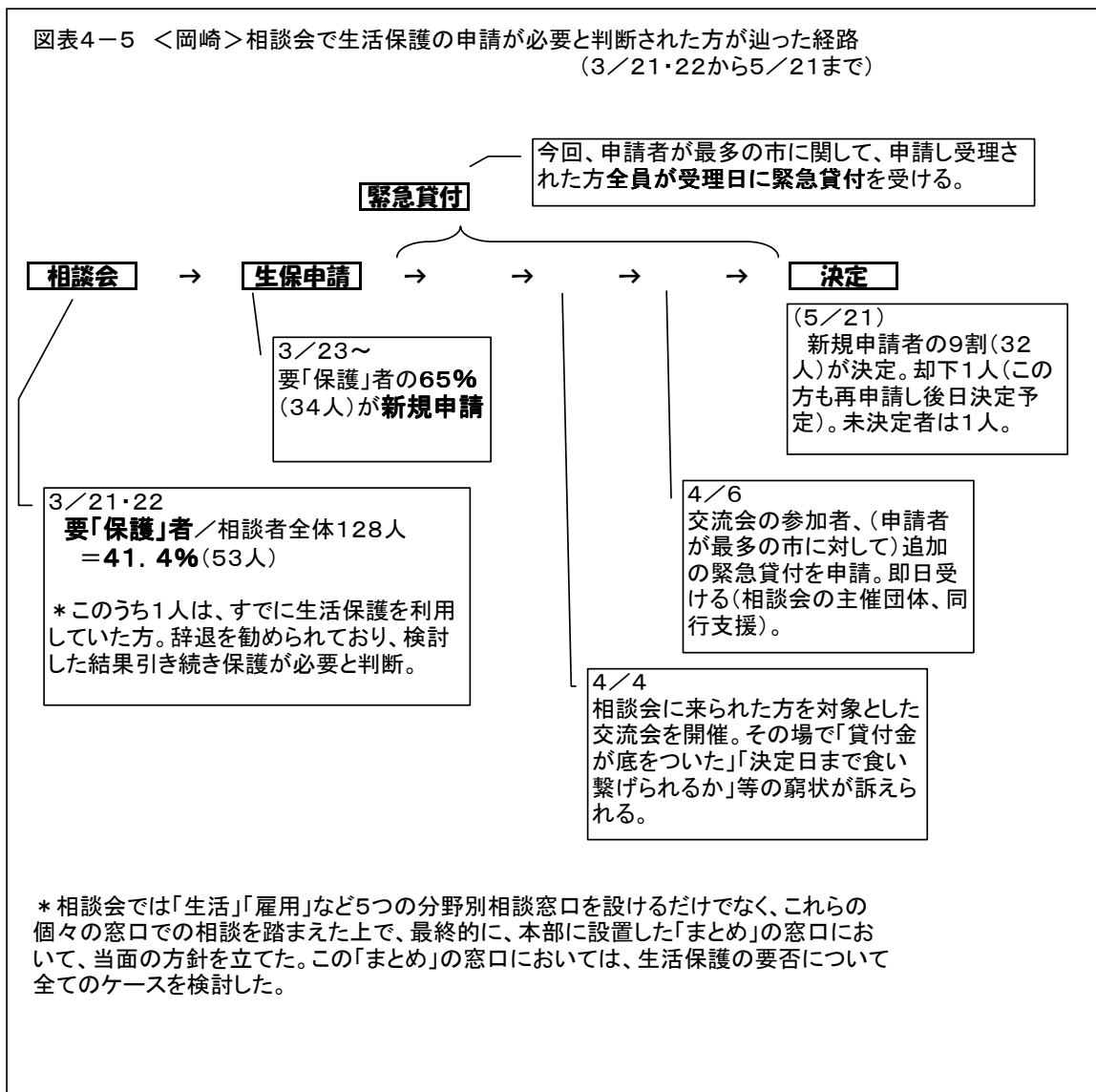
・相談会の労働相談窓口で対応。後日、労働組合を通じて交渉し、雇用保険に遡及加入できた。

【解説】 具体例 その4、その5

・雇用保険の受給資格があるにもかかわらず、使用者側が離職票を発行しない、しかるべき手続をとらない、手続にあまりに時間がかかる、などの理由から、雇用保険を受けられず、この間に生活が逼迫するケースが複数みられた。

・相談会では、「労働相談」の窓口において、労働組合に入って交渉する方法など、具体的な手続の取り方に関する説明や紹介がなされ、2人の方が雇用保険の遡及加入に至った。

(5) 申請しても、開始決定までの生活費がなくて、困窮状態に陥ること。



【解説】 図表4-5

- ・今回、新規に生活保護を申請した方のうち、全員が申請・受理日に緊急貸付を受けた。
- ・しかし、決定日までの間、生活するのに十分な資金でないことが判明し、決定日に至る前に、追加の貸付を申請し、受けた。

(6) 行政が相談者が入居できるアパート等の情報を提示しなかったこと。

図表4-6 住まい相談の成果(岡崎)

アパート入居4件 / アパート入居希望相談14件

→アパート入居率 28.6%
(「後日来店なし」を除くと44.4%)

その他の結果は以下のとおり。

・「後日不動産業者への来店なし」	5件
・市の施設入所	1件
・審査不可	3件
・キャンセル	1件

* 上記14件に、相談会終了後、後日個別に行ったアパート入居支援は含まない。

図表4-7 住まい相談の成果(豊橋)

アパート入居24件 / アパート入居希望相談30件

→アパート入居率 80.0%
(「入居後辞退」を除くと76.7%)

内訳は以下のとおり。

・即日入居(緊急性の高いケース)	19件
・後日入居	4件
・継続相談(緊急性の低いケース)	7件
・入居後辞退	1件

* 「後日入居」は、相談会を終了してから、後日個別に行ったアパート入居支援によるもの。

【解説】 図表4-6 4-7

・地元の不動産業者、アパート組合などの協力を得て生活困窮者の住まい探しの支援を行っている弁護士、相談員の関与により、アパート入居を希望されている方のうち多くが入居に至った。今回の相談会における大きな成果の1つである。

<具体例 その6> 相談会で生活や住まいの相談を受けた相談員の声

ある市の職員は、事前の協議で、「アパートの物件はかなりある。不動産会社Aや不動産会社Bから資料を取り寄せることが多い」と話していた。

ところが、相談会后、相談者ととともに市役所を訪れたところ、会社の寮や知人宅から退去せねばならない人が多いにもかかわらず、物件情報の提示はまったくなく、相談者は住宅確保がなかなかできなかった。

(7) 行政が紹介したところから不当な控除がされている例が見られること。

<具体例 その7> 宿泊所Cのケース

・宿泊所Cは、施設運営費(備品・修理)6500円、共益費(消耗品)3000円、水道光熱費1万6000円、管理費7000円、合計3万2500円である。約8万円の生活扶助費からこれらの諸費用を差し引くと、利用者は、残金4万7000円で一月の食費、交通費等、一切を賄わなければならない。

- (8) 派遣会社によって諸費用名目で賃金から不当な控除がされている場合、名目賃金が収入として認定されてしまっていること。

＜具体例 その8＞ 男性 30歳代 派遣元会社より名目賃金から諸費用を差し引かれ、手取りが0～300円

・昨年末頃より減産で収入が減少。1月頃から、給与の明細上の支給額は13～15万円程度であるが、寮費、布団代、備品代、昼食代、管理費、前貸、社会保険料等の名目で諸費用が差し引かれ、実際の手取収入が3ヵ月連続で0円～300円。窮状を訴え市の福祉事務所に生活保護の申請に行く。福祉事務所の窓口は「名目賃金で要否判定せざるを得ず、その場合『要』にはなるが数千円程度だから当面の生活費という点で保護を受ける意味がない」と説明。

- (9) 生活福祉資金貸付や教育ローンなどの貸付を勧められること。
(生活保護申請と生活福祉資金等の貸付の両立が不可と説明されているケースがあること。)

＜具体例 その9＞ 7人家族 収入月15万円前後 弁護士を伴い福祉事務所に生活保護申請に赴いたが生活福祉資金貸付や教育ローンを強く勧められた

祖母(50歳代)、夫(40歳代)、妻(30歳代)、子4人(10歳代男女 10歳未満女性2人)。祖父は無職、病気で治療が必要。夫はパートで月15万円前後の収入。妻は無職、子3人は学生、子1人は0歳児。2009年1月から減収、生活が困難に。子(10歳代)の入学金、制服代などを支払うことができず、生活が逼迫していたため、弁護士とともに福祉事務所に生活保護申請に赴く。福祉事務所は、生活保護で対応しようとせず、別の窓口として、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付や教育ローン(日本政策銀行)を強く勧めた。

- (10) 自動車の所有が保護申請のネックになっている例が多いこと。

＜具体例 その10＞ 男性 40歳代

車を保有。本人は失業、妻のアルバイト収入で生計を立てている。相談会后、福祉事務所に生活保護を申請し受理されるが、決定予定日を過ぎても決定がおりない。福祉事務所に支援者が問い合わせると「廃車をしていないため」。本人に尋ねたところ、車保有は求職活動において必須であり(車があることが事実上採用条件になっている)、廃車することで仕事が得られなくなる事態を避けるためであったことが明らかになる。

*なお、この方は、現在(7月3日時点)も、車がネックで申請保留の状態にある。

図表4-8 <岡崎>生活保護と自動車保有(5/13 把握時点)

	資産 自動車		合計
	無	有	
保護決定	25	6	31

【解説】 図表4-8

・今回の相談者においては、当該地域の交通事情など種々の状況が考慮され、自動車を保有しながら生活保護の決定を受けるに至ったケースが6件ある。

(11) 月に15日求職活動を行うことを文書指導されるなど、現実や本人に即した指導、指示が行われていないこと。

<具体例 その11> 男性 50歳代 うつ傾向と高血圧 生活保護受給中 求職活動をしないと保護廃止か停止との指導文書

・福祉事務所から「月あたり15日求職活動をしないと保護費廃止か停止」という指導文書が来る。本人は、うつ傾向で、高血圧との訴えがあり、指導文書が来たことで不安がさらに増す。支援者を交えて担当職員と話し合い、月あたり15日の求職活動というのは本人の健康状態を踏まえていない、もっと被保護者の状況を踏まえるべきとの要請をする。当日に内科受診、後日の精神科受診が決まり、本人に即した指導の必要性が認識された。

(12) アパートが決まらないことで保護申請却下とされているケースがあること。

<具体例 その12> 男性 50歳代 野宿生活

・保護申請をしようとしたが、派遣会社の寮への入寮(生活保護適用の方向)を勧められるも、その会社に問題があることと共同の炊事場なので断る。一晩考えてくれとのことでいったん相談終了となる。これに気付いた支援者も含めて本人は「なぜそういう対応をするのか」と説明を求め福祉事務所と話し合いを持つ。話し合いのなかで福祉事務所は「生活保護施設か会社の寮以外は紹介できない。ただしアパートを見つけてきたら居宅保護を認める」との説明。本人は居宅保護を望み、野宿のままアパート探しをする。その後、福祉事務所は、「保護申請後2週間以内にアパートが決まっていないので保護は却下せざるを得ない」として申請を却下する。4月中旬に、5月中旬に入居可能なアパートが見つかる。5月下旬、保護決定通知書が出される。

(13) 他の施策が利用しにくいこと。

<具体例 その13> 3つの相談会全体を通じて相談者と協議し当面の方針を立てる「まとめ」の窓口を担当した相談員の声

現在、就職安定資金融資や雇用促進住宅などの制度がありますが、これらの施策には要件があり、要件に当てはまらない人が困っています。

例えば、就職安定資金融資制度は「事業主都合による」「離職に伴って」「住居喪失状態となっている」離職者が対象者とされるなど、いくつもの要件のハードルがあります。また、貸付6ヶ月後までに6ヶ月以上の雇用が見込まれる就職をしないと返済額の免除が受けられません。せつかくの施策です。使い勝手が良くなるよう、生活困窮者の生活実態をよく知り、その声を反映させ、対象者要件、免除条件等の見直しをすることが必要だと思います。

(14) 福祉事務所で、相談者の立場に立った説明が行われていないこと。

<具体例 その14> 相談会后、相談者の生活保護申請(福祉事務所)に付き添った相談員の声

私が付き添いをした時の福祉事務所の面接員は、「相談者の生活を理解し、何とかしてこの人の生活を守る、支援する」という姿勢が見られず、機械的に話を聞く感じを受けました。具体的には、以下のような出来事がありました。

例1) 相談者の持参した「生活保護申請書」を受理せず、相談者に対し、当該市の様式に記載するよう求めました。

例2) 「民法で3親等までは扶養の義務があります。日本では親族は助け合うことになっています。親子兄弟の名前、住んでおられる所を教えてください」と、扶養義務調査が機械的に実施されています。生活歴等から特別な事情がある場合は扶養の履行が期待できないものとして取り扱うことがあると思いますが、そうしたことが相談者に説明されておりません。

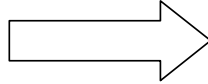
例3) 小学校はと聞かれ相談者が「小学校は市内で何度か変わりました」と話すと、「順番にどこの小学校か教えてください」と、機械的に質問し、生活歴を聞く理由の説明がありませんでした。

例4) 「●月●日以降、住むところがないのでアパートや市営住宅を斡旋してください」と相談者が相談すると「いろいろ対応してはいるが、どれも満杯です。自分で探してください」と回答し、相談者の生活実態に思いを寄せている様子が見られませんでした。

(15) 雇用保険の受給が終了する時期にまた生活に困窮する人の増加が見込まれること。

図表4-9 <岡崎・豊橋>相談者の収入源別構成比(無職含 %)

	3月岡崎 全体 (計89人)	5月豊橋 全体 (計60人)
正社員	9.0	1.7
アルバイト	10.1	6.7
派遣	23.6	8.3
自営	1.1	0.0
年金	1.1	0.0
手当	11.2	28.3
生保	1.1	1.7
仕送り	1.1	0.0
その他	3.4	5.0
無職	38.2	48.3
総計	61.8	51.7



* 相談票に「収入源」の記載があった岡崎89件、豊橋60件について
図表3-5(P.8)の集計結果を基に無職のケースを含めて構成比を再計算した。
* 各値は、各列上部括弧内に書かれた人数に占める割合。

【解説】 図表4-9

・雇用保険の受給が見込まれても、手続に時間がかかり、受給に至るまでの間、生活保護が必要なケースがあった。

・3月21日・22日実施の岡崎相談会では、収入源について「派遣」は2割に対して「手当」は1割、無職は4割であった。

・一方、約2か月後の5月31日実施の豊橋相談会では、「派遣」は1割を下回る一方、「手当」は3割、無職は5割と、すでに雇い止め・解雇されて雇用保険の失業給付を受けているケースや無職のケースが目立った。

・生活保護の申請を希望していたが雇用保険があるのでとりあえず今回は申請を保留とし、受給が終了したら申請する必要があるケースがあった。これらのケースには、相談会終了後も継続支援を行っている。

・派遣労働者の多くが90日間の失業給付しかない。3月末に雇い止め・解雇されて雇用保険の失業給付を受けた方が受給の期限を迎える7月、8月頃には、これまで以上の生活支援対策が必要になる。

- (16) 日系ブラジル人・ペルー人などが助け合って共同で1か所のアパートに居住している例が見られること（世帯の錯綜）。その背景に、「公営住宅の不足」「生活保護制度の周知不足」があると思われること。

図表4-10 3つの相談会全体にみる
非／日系別の世帯人数構成比

世帯人数	日本人 (計94人)	日系人 (計108人)
単身世帯	77.7%	20.4%
2人世帯	10.6%	23.1%
3人世帯	5.3%	25.9%
4人世帯	4.3%	21.3%
5人世帯	2.1%	8.3%
7人世帯	0.0%	0.9%
合計	100.0%	100.0%

*各値は、各列上部括弧内に書かれた人数に占める割合。

【解説】 図表4-10、図表4-11

・日本人は8割が単身世帯であるのに対して、日系人は単身・2人世帯・3人世帯・4人世帯がほぼ同じ割合である。

・有効総数において、日系人は、1世帯あたりの人数が多ただけでなく、本意ではないにもかかわらず、窮状から、複数世帯が共同で生活しているというケースがあった。

図表4-11 3つの相談会全体にみる非／日系人別の居住形態
(上段:数 下段:非／日系人に占める割合)

	日本人	日系人	合計
持家	14 15.1%	3 12.5%	17 14.5%
賃貸	27 29.0%	16 66.7%	43 36.8%
寮	23 24.7%	3 12.5%	26 22.2%
野宿	18 19.4%	0 0.0%	18 15.4%
友人宅	5 5.4%	1 4.2%	6 5.1%
車(友人所有含)	2 2.2%	0 0.0%	2 1.7%
転々	1 1.1%	0 0.0%	1 0.9%
共同生活	1 1.1%	1 4.2%	2 1.7%
ネットカフェ	1 1.1%	0 0.0%	1 0.9%
不明	1 1.1%	0 0.0%	1 0.9%
合計	93 100.0%	24 100.0%	117 100.0%

【補足】

・日本人においても、家賃を知り合いとシェアするケース、友人宅にて生活するケースがみられた。

・日本人において、こうした共同の生活をしているケースでは、同居させてもらっている相手側から「不当に搾取されている」と訴えているケースや、同居を望まないにもかかわらず無理矢理に住まいを提供させられていると思われるケースなどが見られた。

<具体例 その15> 1つの住まいに2世帯4人が同居。ももとの世帯(A世帯)は母と子からなる。ここに親族二人(B)が住まいを失い、当該宅にて同居することに。家計は別。

A世帯は生活保護申請はしたが、Bに収入があるため、同居している間は許可されなかった。A世帯はなぜ決定されないか理解できず、そのことに気づいた支援者によって急遽Bの住居を確保、その後再申請。緊急性が高いにもかかわらず1ヶ月の遅れ。

<具体例 その16> 外国人の相談を受けた相談員の声 ～各種の生活支援制度～

相談会で、外国人から、「失業して県営住宅の家賃が払えなくなるのでは」という相談がありました。失業した場合には、市民税の減税が受けられます。これと連動して国民健康保険料や保育料、公営住宅の家賃などの減免が受けられます。生活保護以外にもある各種生活支援の制度についても、外国語での説明や通訳案内などが必要です。

(17) 緊急宿泊施設が不足していること。

<具体例 その17> 日系外国人。親族宅に居候、その後、親族宅が生活困難のため、友人宅に。

夫婦(ともに失業)と乳児の世帯C。70歳代の父と失業した兄の住まいに同居していたが、生活困難のため追い出され友人宅に居候。友人も生活困窮のため食糧支援を受けている。相談に訪れるまでの1週間、Cは友人から食料を分けてもらえなかった。

相談会を経て、後日、生活保護を申請し受理される。すぐに民間アパートを探したが、保護基準に合い、かつ外国人世帯を受け入れる物件は見つからず、あっても断られる。二月先に入居できる物件が見つかったが、それまでの間、住居の確保が出来ないので、市からシェルターとして利用している民間宿泊施設を紹介されたが、乳児のいる世帯Cにとって衛生面で問題があり、煮炊きも出来ない。やむなく再び、友人宅に居候となった。

(18) 在留資格がない外国人が生活保護申請を断念せざるを得ないこと。

<具体例 その18> 失業し、友人宅に居候。配偶者行方不明。

失業し、友人宅に子とともに居候している。本人と子に在留資格はない。配偶者は数年前より行方不明。子の就学費用が支払えない。友人も窮状にあり、家賃を滞納している。食べ物などを知り合いから提供してもらい、つないでいる。

(19) 雇用保険の遡及加入の際、契約書がないと1年以上の雇用見込みがあったとみなされないケースがあること。

<具体例 その19> ハローワークが「契約書がない」として事業者への確認を拒絶したケース

2004年10月から2008年7月1日まで、「朝7時から夜7時まで、月から土まで勤務」との口約束で、派遣会社から派遣先に勤務。契約書はなかったが、給料明細などは持っている。解雇されたためハローワークに事業者への確認を求めたが、「契約書がないため、元々1年以上の雇用見込みがあったのかどうか判らない」と、事業者への確認を求めると自体を拒絶。「現に1年以上働いている」と反論したが、「それは結果論」と言って相手にしなかった。

(20) 福祉事務所において通訳が不足していること。

<具体例 その20> 相談会で外国人の生活相談を受けた相談員の声(相談後の支援の現場において)

言葉の問題から、福祉事務所と本人との間でやりとりができず、手続に時間がかかります。支援者が通訳をともない、本人宅に訪問するなど、間に入ることで、何とか手続が進む状況です。

*なお、当該市では、7月より、市役所の関係部署に通訳が置かれるようになった。

(21) 日本語教育プログラムに対する要望が大きい、受入体制が十分でないこと。

図表4-12 就労準備研修、この制度を利用したいですか？(人)

はい	39(78.8%)	
理由	新しい仕事を探すため	8
	失業中だから	5
	日本語を勉強したい	3
	よりよい仕事のため	3
	自分を磨くため	2
	よりよい暮らし・生活のため	2
	日本で生き残るため	2
	自分の権利のため	1
いいえ	9(18.0%)	
理由	日本語ができない	2
	年齢	1
	不明	6
無回答	2(4.0%)	

【解説】

・知立では、「帰国支援金」「日本語教育」等について独自にアンケート調査を行った。図表4-12、4-13はその一部である。

* 相談票に具体的な記載があった50件について。

<具体例 その21> 外国人支援に詳しい相談員と、相談会後も継続して外国人支援を行っている相談員の声

・外国人は、日本語が話せない、読めない、書けないの順で振り落とされ、話せない人はアルバイトも全く見つかりません。

・日本語を勉強したいという外国人住民の要望が多く、自治会の援助で日本語教室が開かれ90人ほど受講しました。しかし、失業者に3ヶ月1万円の費用負担は重く、受講を諦めた人が多くいました。一方、「日系人のための就労準備研修」で日本語の勉強もできると言うことを知らない人は多く、ボランティアの助言によって受けた人が何人かいました。「日系人のための就労準備研修」のような、公的な日本語教育の機会が増えることがぜひとも必要です。

・「日系人のための就労準備研修」は、5月から豊田、岡崎、浜松、大和、美濃加茂などで始まり、6月から安城・碧南・高浜・知立等で順次やるようです。この研修の申し込み先はハローワークですが、刈谷ではすでに100人の申し込みがあるようです。クラス定員は原則20名です。このため、次の実施は3ヶ月後とだいぶ先になります。要望にできるだけ早く応えられるように体制を整えることが必要です。

(22) 福祉事務所が日系外国人に対し帰国支援金の受領を強く勧めていること。

図表4-13 帰国支援金、この制度を利用したいですか？その理由は？(人)

はい	8(16.0%)	
理由	仕事やお金がない	5
	年で仕事が見つからない	1
	生き残るため	1
	チケットの残金でブラジルで仕事が見つかるまで生活できる	1
いいえ	39(78.0%)	
理由	日本に居続けたい	8
	日本に再入国できない	3
	子供が通学中	2
	状況が良くなるかもしれない	2
	差別	2
	ブラジルには帰れない	1
	家族が日本に住んでいる	1
	日本が好き	1
	求職を続ける	1
	永住ビザがなくなるかもしれない	1
	他人には迷惑をかけたくない	1
	必要ない	1
	無回答	3(6.0%)

* 相談票に具体的な記載があった50件について。

＜具体例 その22＞ 福祉事務所が生活保護利用者に対し、帰国支援金を受領しなければ生活保護を廃止する可能性があるとして指示・指導していた件（相談員の声）

生活保護を利用していた日系外国人夫婦に対し、帰国支援金を受領しなければ生活保護を廃止する可能性がある旨の文書指示や指導を行っているケースがあります。

帰国支援事業で給付される金員は、用途の定まった金銭であり、生活に向けて利用されるものではなく、生活保護法に定める他法他施策に当たりません。このような指導指示は、違法性があります。

(23) 相談者の中には、必要不可欠な治療が中断されている人、治療が必要と考えられる慢性呼吸器疾患の可能性のある人、不安抑うつなどでうつ病や自殺リスクの高まっている人が含まれていた。単に、生活・労働状況への対応のみならず、健康状況への相談・対応も充実していく必要がある。

図表4-14 <岡崎>健康・医療相談の窓口より

・健康・医療相談コーナーでの結果を相談票の記載により集約した。

1. 現在の自覚症状

表a.に示すように問診票が得られた77名のうち、最も多いのは「眠れない」で12.0%、次いで「体がだるい」7.6%となった。野宿等で睡眠が浅く短くならざるを得ないこと、また休息がとれずに心身の疲労の回復が十分でないことなどがうかがわれる。

「咳や痰が出る」は6名であったが、うち5名は2週間以上つづく咳・たんの症状を訴えており、慢性の呼吸器疾患や、結核などの罹患が危惧され、さらに精密な検査が望まれる。

表a. 自覚症状

	人	(%)
熱がある	2	2.6
体がだるい	9	11.7
眠れない	14	18.2
頭痛	6	7.8
めまい	5	6.5
動悸	6	7.8
息切れ	3	3.9
咳やたんが出る	6	7.8
2週間以上	5	6.5
腹痛・胃痛	4	5.2
下痢	3	3.9
歯が痛い	3	3.9
皮膚がかゆい	5	6.5
肩こり	6	7.8
腰痛	3	3.9
手足の関節の痛み	3	3.9
手足のしびれ	4	5.2
合計	77	

2. 健康相談の結果

表b.に示すように、相談者のうち、10名については受診が必要と判断され、うち5名については早急な治療が必要との判断が行われた。内訳としては、糖尿病などが2名、精神障害・うつ状態が2名、尿管結石が1名であった。糖尿病・高血圧など、長期にわたって恒常的に薬物治療が不可欠な人が、治療の中断を余儀なくされることのないように配慮されるべきである。

表b. 健康相談結果

	受診が必要	うち早急な治療が必要	内訳
相談を受けた人 25名	10名	5名	精神障害疑 糖尿病・高血圧・脳卒中 うつ状態 糖尿病 尿管結石

3. 不安・抑うつ症状について

表c. に示すように、不安・抑うつ症状得点は、非日系の男性で、一般勤労者(参考値)に比べて著しく高い値を示した。また、少数例ではあるが、非日系女性の得点も高い傾向を示した。この得点は5点以上になると気分・不安障害、自殺行動のリスクが高くなるとされ、13点以上では非常に強いストレス状態と考えられている。ある調査では、気分・不安障害で精神科外来治療中の患者さんの平均得点は12.8点であった。非日系の人においては、現在の生活・就労状況からくる、不安・抑うつなどの精神的状況は不良であり、うつ病・自殺リスクが高まることが危惧される。一方で、日系の人の不安・抑うつ得点は高くなく、友人・知人からのサポートなど、何らかの緩衝的要因が働いて、比較的良好な精神的状態を維持している可能性がある。

表c. 不安・抑うつ症状得点

		中央値	75パーセンタイル値
非日系	男性(39名)	7	15
	女性(4名)	3.5	19
日系	男性(5名)	2	7.5
	女性(4名)	0.5	4.8
*参考値 正規社員	男性(299名)	2	5
	女性(87名)	3	6
派遣社員	男性(9名)	4	6.5
	女性(39名)	3	7

- (24) 相談会後の支援に多くの時間と労力を要したこと。今後も、市民と行政による協力のもと、長期的で包括的な支援とそのための調査が必要であると思われること。

<具体例 その23> 相談会の主催責任者の声

相談会后、生活保護の申請と福祉貸付金受給について、社会福祉事務所の稼働日に連続7日間、朝9時から遅くは夕方7時まで、4名～7名のボランティアが相談者に付き添い、支援しました。つまり、平日にもかかわらず、少なくとも7日×8時間×4人＝224時間分の労力が相談会後の支援に費やされました。「本当の自立」に向けて、今後、就職マナーや履歴書作成や面接訓練などの就労支援も必要になります。行政と共に、長期的で包括的な貧困対策をしていくことが重要になってくると考えます。また、そうした貧困対策を実効性あるものにするために、貧困と就労の実態調査をきちんと行うことが必要であると考えます。

【データ集計】

大山小夜(金城学院大学准教授)、西川知亨(京都大学研究員)、近藤敬子(金城学院大学大学院)

- * 図表2-3、2-6の「知立」データは高須優子(知立団地一日派遣村実行委員会代表)による。
- * (23)および図表4-13の分析・執筆は「派遣村」相談会のボランティア医師による。

<資料> 愛知県内におけるこれまでの「派遣村」相談会

2009年7月26日 発行

◆発行者◆

愛知派遣村実行委員会 知立団地一日派遣村実行委員会 豊橋派遣村実行委員会

(事務局)

〒460-0011

名古屋市中区大須4丁目13番46号 ウィストリアビル5階

弁護士 森 弘典

Tel 052-262-7061/Fax 052-262-7062

* * 本資料に関するお問い合わせは以下までお願いします * *

〒463-8521 名古屋市守山区大森2-1723

金城学院大学人間科学部 大山小夜(社会学)

Tel 052-798-0180/Fax 052-798-4465/saya@kinjo-u.ac.jp